

11の6の2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る軽微変更該当証明書交付

申請 1件につき次の表に掲げる額

区 分		手数料の額		
建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る軽微変更該当証明書交付申請	市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅	1,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	証明戸数が1戸のもの	1,000円
			証明戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円
			証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,000円
			証明戸数が11戸以上25戸以下のもの	8,000円
			証明戸数が26戸以上50戸以下のもの	14,000円
			証明戸数が51戸以上100戸以下のもの	26,000円
			証明戸数が101戸以上200戸以下のもの	41,000円
			証明戸数が201戸以上300戸以下のもの	53,000円
			証明戸数が301戸以上のもの	56,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	3,000円	
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5,000円	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	8,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	26,000円	

	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	41,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	52,000円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	65,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	3,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	8,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	26,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	41,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	52,000円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	65,000円
	その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの

		床面積の合計が 300平方メートル を超え 1,000平方 メートル以内のも の	5,000円
		床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え 2,000平 方メートル以内の もの	8,000円
		床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平 方メートル以内の もの	26,000円
		床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え10,000平 方メートル以内の もの	41,000円
		床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え25,000平 方メートル以内の もの	52,000円
		床面積の合計が 25,000平方メー トルを超えるもの	65,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		市長が定める基 準による審査に あつては 4,000 円、その他の基 準による審査に あつては 9,000 円
	一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分	証明戸数が1戸の もの	市長が定める基 準による審査に あつては 4,000 円、その他の基 準による審査に あつては 9,000 円
		証明戸数が2戸以 上5戸以下のもの	市長が定める基 準による審査に あつては 9,000 円、その他の基 準による審査に あつては19,000 円

証明戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては13,000円、その他の基準による審査にあっては27,000円
証明戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては20,000円、その他の基準による審査にあっては39,000円
証明戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては30,000円、その他の基準による審査にあっては56,000円
証明戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては47,000円、その他の基準による審査にあっては81,000円
証明戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては67,000円、その他の基準による審査にあっては111,000円
証明戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては87,000円、その他の基準による審査にあっては146,000円
証明戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては98,000円、その他の基準による審査にあっては170,000円

一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	30,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	38,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	50,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	104,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	125,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	146,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		市長が定める基準による審査にあつては30,000円、その他の基準による審査にあつては78,000円

	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては41,000円、その他の基準による審査にあつては 101,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては68,000円、その他の基準による審査にあつては 146,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては90,000円、その他の基準による審査にあつては 182,000円
	床面積の合計が 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては 109,000円、その他の基準による審査にあつては 216,000円
	床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては 128,000円、その他の基準による審査にあつては 247,000円
その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては24,000円、その他の基準による審査にあつては62,000円

		床面積の合計が 300平方メートル を超え 1,000平方 メートル以内のも の	市長が定める基 準による審査に あつては30,000 円、その他の基 準による審査に あつては78,000 円
		床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え 2,000平 方メートル以内の もの	市長が定める基 準による審査に あつては41,000 円、その他の基 準による審査に あつては 101,000円
		床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え 5,000平 方メートル以内の もの	市長が定める基 準による審査に あつては68,000 円、その他の基 準による審査に あつては 146,000円
		床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え10,000平 方メートル以内の もの	市長が定める基 準による審査に あつては90,000 円、その他の基 準による審査に あつては 182,000円
		床面積の合計が 10,000平方メー トルを超え25,000平 方メートル以内の もの	市長が定める基 準による審査に あつては 109,000円、そ の他の基準によ る審査にあつて は 216,000円
		床面積の合計が 25,000平方メー トルを超えるもの	市長が定める基 準による審査に あつては 128,000円、そ の他の基準によ る審査にあつて は 247,000円